

給付事業（一覧）



1. 医療補助金

退職互助部の一番大きな事業で、医療機関の窓口で支払われた額（保険診療分のみ）の一部を補助する事業です。

保険診療分を対象として補助金の計算を行うため、保険が適用されていない費用は対象外となります。

1月～4月以外の請求にご協力ください。

掲載頁

7～
18頁

2. 長寿祝金

喜寿（77歳）、米寿（88歳）、白寿（99歳）になられたときに、お祝金として、1万円を給付します。

請求は不要で、お誕生日月の初めに送金口座確認のお手紙を送付します。口座に変更がある場合は、ご連絡をお願いいたします。

（お誕生日月の月末に給付金口座に送金します。）

《令和2年度該当者》

喜寿（77歳）：昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれ

米寿（88歳）：昭和7年4月1日～昭和8年3月31日生まれ

白寿（99歳）：大正10年4月1日～大正11年3月31日生まれ

自動給付

3. 弔慰金

組合員又は、加入配偶者が亡くなられた時に、ご遺族からの請求により給付します。

給付額は、退職組合員期間の年数により5千円～10万円となっています。

19頁